

新潟水俣病の経緯・現状・教訓について（メモ）

関礼子（立教大学）

0・はじめに

「水俣病問題に係る懇談会」の議論は、特に、マクロな視点にたった水俣病問題の教訓を生かした制度設計という点を興味深く聞いてきた。現地に足を運ぶなど、真摯な姿勢で議論していただいていることにも敬服している。

これまでの議論との重複を避けながら、新潟水俣病問題からみえてくる諸点を述べさせていただく。なお、水俣病問題についての議論では認定制度の問題は不可避ではあるが、この点は不十分ながらも既に懇談会の議論の俎上にあがっており、また時間の制約もあるので今回は触れない。

1・新潟水俣病の経緯と現状

- 1) 新潟水俣病は第2の水俣病であり、第1の水俣病を社会問題化させる契機になった。
- 2) 潜在患者の発見にあたっては、一斉健診という方法がとられた。
- 3) 新潟水俣病は、水俣病の被害を強調するための比較という位置づけをされることままある。それが、被害者にさらなる苦痛をもたらす一因になってきた。
- 4) 和解に至る過程では、環境庁の特別医療事業が新潟県で適用されなかった経緯があり、新潟水俣病の被害が置き去りにされるのではないかという不安があった。
- 5) 新潟では、泉田知事が「ふるさとの環境づくり宣言」を公表した。新潟水俣病被害者の会や共闘会議では、地域の再生などに県が積極的な役割を果たすことを要望している。

2・新潟水俣病の現状と教訓

1) 問題発生 of 未然防御と発生後の対策

新潟水俣病が水俣病を社会問題化させる契機になったということは、社会問題化されない限り、問題への対応がなされないということを示す。薬害 HIV、BSE 問題において、「水俣病が教訓化されていない」と指摘されたのも、行政の対策が遅れたためであった。近年のアスベスト問題も、同様の構図がみられる。必ずしも万能ではない行政を補完するシステムを構築するなどが考えられても良いのではないか。（たとえば、化学物質や環境リスク情報が集積するシステムと、そこに集まった情報の分析や対処の優先順位決定などを議論する委員会の設置など、省庁を超えた連携システムの構築。）

だが、問題が大きくなる前に対策がとられたとしても、それのみでは被害を防げない場合もある。たとえば、新潟水俣病の場合、魚介類の採捕・食用抑制の行政指導が被害地域の人に伝わらなかった。薬害問題でも、危険性が指摘されて以降に被害を受けた人、リスクの高い薬剤からそうでない薬剤に転換したあとで被害を受けた人がいる。保存剤に有機水銀化合物が含まれる乳幼児のワクチンについては、減量や不使用の方向で動い

ている時期、同一自治体内の病院でリスクの異なるワクチンが使用されていたことも確認している。個々人に届かない情報をどのようにして伝えるか、どのように地域の医療機関に低リスクの薬剤を選択させるか、という点では、自治体との関係、情報伝達の徹底や医療機関ごとの情報の開示、保健師の活用や教育機会の拡大なども考える必要があるだろう。(情報伝達の困難性という点で、精密検査の際に被害者が不愉快な経験をしたことは、関西訴訟最高裁判決後の行政不服の場でも同じように語られていた。研究者などが、頻繁に情報発信しても伝わっていなかったという体験と自戒の弁を何度か聞いていたが、同様のことを追体験した思いであった。)

他方で、社会問題を解決するための施策は、社会問題の沈静化をもたらしたものの、被害者の視点からは問題解決につながらなかったという状況もあった。認定制度の硬直化は未認定患者の問題を生み出し、放置してきた。社会的にも水俣病未認定患者の問題は置き去りにされ、水俣病問題は過去の問題であると看做されることが多かった。長期微量汚染の問題や他国の水銀汚染問題・「水俣病」被害問題に寄与するような政策も出せなかった。このことは、水俣病問題の歴史が問題解決の歴史ではなかったことを意味する。水俣病問題の情報発信の必要性が認識されているが、問題発生 of 未然防御の必要性、また被害の重大さや被害者運動の意義に加え、既に発生してしまった問題への適切な対応や被害者支援などを教訓化し、具体的な形で国内外に発信してゆくことも必要であろう。

被害者支援という点については、時間軸を導入することも必要である。一般に、過去に大きく社会問題化した事件・出来事の現在について、被害者がライフ・ステージごとにどのような困難に直面し、どのような支援を必要としてきたかについて、情報を得ることは簡単ではない。水俣病をはじめ、類似の構図をもつさまざまな問題を検討したうえで、システム構築することも考えられて良い。

2) 被害を正確に把握することの困難

新潟でとられた2度の一斉検診は、被害者を顕在化するうえで大きな力を発揮したものの、十全なものではなかった。被害地域のなかで、水俣病に対する忌避感情が生じていたことなどがその要因である。その後、被害地域からの要望で1973年に集団検診が行われたが、1976年に集団検診の要望があった際には実現しなかった。

環境汚染に起因する被害は、点ではなく面として発生する。新潟水俣病の場合は、食文化を同じにしていた阿賀野川流域の集落が被害の母集団であるが、被害の顕在化は均一ではない。

新潟では、関西訴訟の最高裁判決後に新たに認定申請を行った人、行政不服審査請求を行った人は、水俣病の現地とは比べようもないくらいの僅かな人数である。

声を出せなかった被害者、声を出せないでいる被害者、声を出そうと考えていない被害者が存在するという点からすると、被害者支援と同時に地域社会への支援も必要となる(高齢者福祉や医療の充実、障害者支援の充実など)。

3) 被害発生 of 規模で問題の重大性を考える発想からの転換

新潟水俣病は、水俣病問題の重大さ、深刻さを強調するための比較として引き合いに

出されることがある。また、数値に示される被害者数（認定患者数、総合対策医療事業対象者数など）が熊本に比べて少ないため、新潟水俣病の被害についての言及は「省略」「捨象」される傾向にある。（新潟水俣病は特別医療事業の適用を除外される（1986,1990適用拡大）という経験もある。）

そのような傾向が、阿賀野川流域での水俣病に関する言説にも反映されてきた。水俣病被害者の真正性は「熊本の水俣病」にあり、「このあたりに水俣病患者はいない」という差別的言説である。地域社会のなかでのこうした言説は被害者の顕在化行動を抑制し、すでに顕在化した被害者には精神的な苦痛を与えてきた。こうした状況に対処するには、水俣病に関する「啓蒙」だけでは足りない。新潟では、被害者が被害者に対して差別的言説を用いることが多く聞かれるからである。このことは、地域社会の関係性をつむぎなおす「もやし直し」が必要であることを示唆する。

水俣病をはじめ、忘却へのベクトルが強く作用する「負の記憶」であるが、その記憶の継承が重要であることは異論がないだろう。また、それは「土地の記憶」と結びついて、各地で継承されることが重要であろう。

新潟の「語り部」は少数であるが、その活動を支えるためにも、水俣病問題について議論するときには新潟水俣病について「省略」せずに、現場の声を聞く姿勢を持ってほしい。（懇談会への参加、50周年事業での新潟水俣病の位置づけに関する配慮、被害者交流、新潟他各地での事業展開など。）

環境リスクを考えた場合には被害が存在しない段階で、既に被害が発生した場合には被害が小さな段階で対策を講じてゆくことが、今後の環境政策で必要になる。それは水俣病の教訓でもあろう。被害が「小さな」問題を「省略」しないという姿勢や視点が、今後の施策にも重要になるのではないか。

4) 被害地域の範囲と地域再生のための「もやし直し」

水俣病では、水俣市で「もやし直し」が行われている。これは、水俣病を地域として教訓化した具体例であろう。新潟でも「もやし直し」の必要性が意識されており、水俣市の事例から学ぶことは大きいと考える。（新潟では、総合対策医療事業の対象になった人が、被害者運動の成果であることを認めず「県からもらったもの」と語り、それが被害者運動を担ってきた人の感情を害するという状況がある。被害者運動の積み重ねの成果として支援策があるという位置づけ、説明を付言するなどの細かな点について配慮するなど。）

新潟の場合、被害地域は阿賀野川流域であるので、被害範囲は流域社会もしくは新潟県ということになる。ただし、集落ごとに被害の状況や被害者を取り巻く地域の状況が異なるため、「もやし直し」は地域の実態に即して展開される必要があり、市町村との連携やNPO、市民・住民の参加が不可欠と思われる。（こうした新潟の状況に関連して、水俣市を除く不知火海沿岸の地域、関西訴訟の点在する原告が「もやし直し」という観点からはどのようになっているか、目配りしてゆくことも必要だろう。）

被害者の社会的活動、国内外から新潟水俣病を学ぶための諸団体の受け入れ、情報発信を活性化させ、新潟水俣病のみならず公害被害・環境問題に取り組む諸団体のネットワークを形成しうるようなセンター機能の形成、基金の設立など、具体的な取り組みを

考えてゆくことはできないだろうか。

3・まとめ

- 1) 被害者は単なる教訓化の「素材」ではない。水俣病の教訓化や海外への発信と同時に、いまを生きている被害者の状況を考えた施策が望まれる。外へ向かっての教訓化の動きがある一方で、被害地域内部の問題が取り残されることの不安がある。
- 2) 被害の重大さ、被害を未然に防ぐことの重要性、被害が生じた場合の問題への対処、被害者の補償や支援などについての情報発信（特に海外への情報発信）は、具体的なシステムや制度のあり方なども含めて行なうことが重要ではないか。そのような観点からすると、国内における教訓化もまだ始まったばかりである。
- 3) 市民レベル、草の根レベルでの国内外の活動を後押しし、育て、あるいは協働してゆくような行政の関与が望まれる。
- 4) 問題が発生・拡大する（社会問題化する）前に、適切な対応がとれるような、具体的な制度設計が望まれる。